

標 題：

機関室ビルジ排出の
配管について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 405

Date : 平成13年6月15日

関係船主・造船所各位

ご存知のとおり、MARPOL 73/78 の規定により機関室のビルジの排出については、油分濃度が 15ppm 以上の油性混合物の排出を禁止しています。更に、総トン数 1 万トン以上の船舶においては、15ppm を超えた場合に警報を発する装置及び排出を確実に自動的に停止される装置が要求されています。従いまして、油水分離器から船外へ排出される配管には、枝管等により乗組員が油水分離器を通さず容易に直接排出できないかなる接続も許されておりません。たとえ直接に排出する固定配管が設置されていない場合であっても、排出管の途中で枝管にフランジ等が設置され短管やゴムホース等でビルジポンプの吐出側に接続できるような仮配管は、認められません。但し、通水試験用の枝管が船外排出管側にあり、ビルジポンプ吐出側に接続可能な取付け物がない場合は、認められます。このような疑わしい仮配管がある船舶が、PSC 等により予期しない疑いを受け、船舶の運航に重大な支障を来し多大な損害を蒙ったケースも報告されております。貴社におかれましては、全管理船舶について調査を行い、もしこのような仮配管の接続により直接ビルジ排出が可能となる疑わしい配管が発見された場合は、恒久的に枝管を撤去されるか、メラフランジを溶接等により固定し使用できないような措置を講じられますようお願い申し上げます。

尚、各検査員に対し、新造船登録検査、船級の定期的検査や IOPP の定期的検査時に、充分注意を払い検査を行い、このような仮配管が発見された場合は、恒久的措置を講じ、その確認を指導しておりますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上

添付:配管の例

お問い合わせ先:検査技術部

Tel 03 5226 2027, Fax 03 5226 2029

e-mail svd@classnk.or.jp

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思っ情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

Sample of Discharge Arrangement

Where both bolted blanked flanges A and B are fitted to the Bilge Discharge Line as shown in Fig. I and II, the flange A should be cropped off or blinded off by welding in order to avoid an unexpected suspicion concerning violations of MARPOL regulations. In this case, the flange B is acceptable only for operation test of the Bilge Separator.

Fig. I

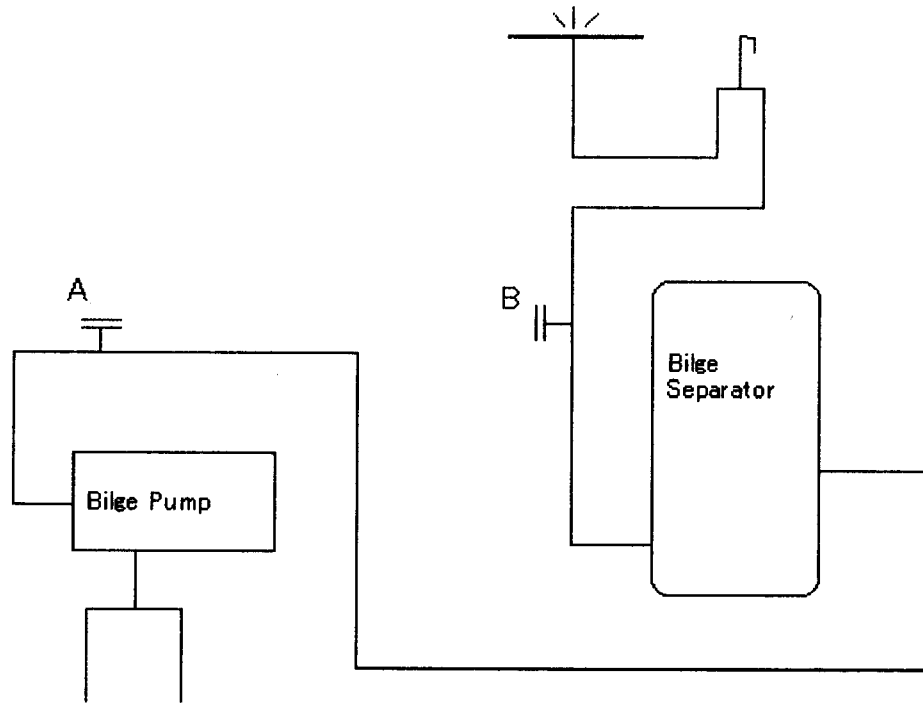


Fig. II

